

千葉県防災都市づくり指針の検討に係る技術学識委員の就任等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において、災害時にその被害を最小化する防災・減災対策の準備及び災害からの早期復旧・復興のため、防災都市づくりの指針を検討するにあたり、専門的立場から市に対して、意見及び助言等を行う千葉県防災都市づくり指針検討技術学識委員（以下「学識委員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務等)

第2条 学識委員は、次に掲げる事項について、都市防災の見地から、意見及び助言等を行うものとする。

- (1) 基礎データの収集・分析・評価等に関すること。
- (2) 指針のあり方・方向性に関すること。
- (3) 指針の策定および変更に関すること。
- (4) その他必要と認められる事項。

(依頼)

第3条 学識委員は都市防災に関連する分野における専門的知識を有する者のうち、様式第1号により市長が依頼し、様式第2号をもって承諾するものとする。

(任期)

第4条 学識委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 市長は、学識委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解くことができる。

- (1) 辞職を申し出たとき。(様式第3号による)
- (2) 職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか学識委員としてふさわしくないと市長が認めたとき。

(秘密の保持)

第5条 学識委員は、職務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報償)

第6条 市長は、学識委員に対し、別に定める「千葉市防災都市づくり指針の検討に係る技術学識委員の就任等に関する謝礼金の取扱基準について」に基づき、予算の範囲内において報償を行うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、学識委員に関し必要な事項は、都市局長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年 4月 1日から施行する。

年 月 日

様

千葉市長

千葉市防災都市づくり指針の検討に係る技術学識委員の就任について（依頼）

標記の件について、本市委員にご就任いただきたく、ご承諾くださるようお願い申し上げます。

つきましては、お手数おかけしますが別紙承諾書をご送付願います。

記

- 1 就任委員名 千葉市防災都市づくり指針の検討に係る技術学識委員
- 2 就任期間 年 月 日から 年 月 日まで
(委嘱の日から2年以内)
3. 職務内容 下記事項に対し、都市防災の見地からの意見及び助言等を行う。
 - (1) 基礎データの収集・分析・評価等に関すること
 - (2) 指針のあり方・方向性に関すること
 - (3) 指針の策定および変更に関すること
 - (4) その他必要と認められる事項

承 諾 書

(あて先) 千葉市長

年 月 日付で依頼のありました、千葉市防災都市づくり指針の検討に係る技術学識委員への就任について承諾します。

年 月 日

氏 名 _____ 印

(※自署の場合、押印不要です。)

年 月 日

辞職申出書

(あて先) 千葉市長

委員氏名 _____ ⑩

(※自署の場合、押印不要です。)

このたび _____ により

年 月 日をもって千葉市防災都市づくり指針の検討に係る技術学識
委員を辞職いたします。